所管部(局)・課 生産者支援課

 法令名
 農業協同組合法
 法令番号
 昭和22年法律第132号

 手続名
 基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認
 根拠条項
 第11条の65第2項

農業協同組合施行規則(平成17年3月22日 農林水産省令第27号)

(法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 10 号の事業を行う農業協同組合が基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認の申請等)

第64条 法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う農業協同組合は、法第11条の65第2項ただし書の規定による承認を 受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

- 1 理由書
- 2 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 3 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権 の処分の方法に関する方針を記載した書類
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類
- ② 行政庁は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした農業協同組合又はその子会社が基準議決権数を超えて議決権を有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。
- ③ 略
- ※ 佐賀県農業協同組合法施行細則第15条に明記

受付	生産者支援課	処理	生産者支援課	交付	生産者支援課	標準処理期間	60日	目次	
機関		機関		機関		標準経由期間	日	No.	

審査基